

令和8年度(2026年度) 随意契約一覧表(市民部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民相談室	弁護士派遣業務 (法律相談)	民事全般における法律上の問題についての相談に応じ、法的な助言を与えることができる弁護士を相談実施場所に派遣する業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区西天満1丁目 12番5号 大阪弁護士会	単価契約 弁護士1人派遣につき 31,830円 執行予定総額 9,071,550円	弁護士派遣業務(法律相談)については、民事全般における法律上の問題について相談に応じ、法的な助言を与えることができる権限は、弁護士のみにも与えられています。弁護士会に所属しなければ弁護士業務を行うことができません。大阪府内では大阪弁護士会が唯一の弁護士会です。当該業務は、金銭貸借や相続、離婚など、法律上の問題についての専門相談であり、大阪弁護士会は、当該業務の仕様書に沿った弁護士の派遣が可能であるため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】に該当)
2	市民相談室	定期検査等業務及び手数料の徴収事務に関する委託契約	計量法に規定する定期検査等業務並びに吹田市手数料条例第2条の手数料の徴収事務に関する委託契約	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大東市新田本町11番37号 一般社団法人大阪府計量協会	4,803,700円	計量法第20条により、特定計量器の定期検査を行うことができる機関は、申請により定期検査機関の指定及び業務規定の認可を受けなければなりません。これらの条件を全て満たしている機関は一般社団法人大阪府計量協会しかなく、競争入札に適さないため随意契約とします。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による) また、本案件は吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき【物品・委託役務関係業務】(カ)特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当します。
3	市民室	住民基本台帳ネットワークシステム運用業務	住民基本台帳ネットワークシステムのCSシステムに関わる業務アプリケーション適用、プログラム修正、ウィルスソフトの更新、定期点検などを行う業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区大深町5番54号 富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	6,951,120円	本システムについては、契約の相手方に開発業務を委託し、その後システムの運用についても業務を委託しており、住民基本台帳ネットワークシステムの安定的な運用を行うため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】に該当)
4	市民室	令和8年度戸籍情報システム保守業務	戸籍情報システム稼動維持に必要なSE保守、パッケージ保守、ソフトウェア保守等を行う業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区堂島浜一丁目 2番1号 株式会社日立システムズ 関西支社	53,285,760円	本システムは契約の相手方が開発・保守するものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】に該当)
5	市民室	コンビニ交付振り仮名法改正の市区町村記録への対応業務	振り仮名法改正に伴う市区町村記録に向けたコンビニ交付システムへの対応作業	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	富士通Japan(株) 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	4,906,000円	本業務は、当該システムを構築し仕様について熟知した業者との契約が必要あり、当該システムは富士通Japan株式会社が開発するものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】に該当)

6	市民室	令和8年度住民記録システム等振り仮名法改正対応業務	令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」に対応するための令和8年度作業	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	富士通Japan(株) 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪) 統括部長 北條 憲司	9,163,000円	本業務は、当該システムを構築し仕様について熟知した業者との契約が必要あり、当該システムは富士通Japan株式会社が開発するものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため
7	市民室	令和8年度国民年金システム運用保守業務	国民年金システムのソフトウェアに関する運用保守業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市中央区今橋4丁目3番6号 (株)I・C・S	5,280,000円	本業務は、受注者が設定内容等の専門的な内容を熟知し、開発・導入を行った事業者でなければ実施することが困難であるため。(随意契約ガイドライン令第167条の2 第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
8	交流活動館	吹田市総合生活相談事業等委託業務	・総合生活相談事業 ・総合生活相談事業の実施に係る広報、啓発、交流事業等 ・関係機関の連絡調整会議の運営	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	9,388,000円	本業務は地域に密着し、住民の生活課題に応じた自立支援が基本となるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
9	交流活動館	吹田市人権ケースワーク事業委託業務	・人権ケースワーク事業 ・関係機関の連絡調整	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	3,499,600円	本業務は地域に密着し、人権の視点を第一とすることが重視されるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
10	市民自治推進室	吹田市立千里市民センター大ホール運営事務業務	吹田市立千里市民センター大ホールの貸館業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市中央区博労町3丁目2番8号 (株)東急コミュニティー 西日本支社西日本事業部	15,405,720円	千里ニュータウンプラザ施設内、吹田市立千里市民センターは多目的ルーム及び大ホールの2施設で構成されています。千里ニュータウンプラザは、吹田南千里PFI株式会社がPFI契約に基づき、管理運営業務を行っています。設立時の経緯から大ホールの利用者対応に係る運営事務については、当該PFI契約の対象に含まれていないため、別途契約を交わす必要があります。 ただし、両施設は吹田市立千里市民センターの貸室であり、市民にとって分かりやすく、利用しやすいものとするためには、一元管理する事が望ましいことから、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2)「既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき」に該当。)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	男女共同参画センター	吹田市立男女共同参画センター図書類運搬業務	吹田市立男女共同参画センターの図書類運搬業務	令和8年5月26日から 令和9年8月31日まで (令和8年5月7日)	大阪市中央区北浜東1番 20号 ナカバヤシ株式会社 大阪 本社	4,620,000円	制限付一般競争入札の結果、不調となったため、最低価格を提示した業者と随意交渉をした結果、本市予定価格の範囲内で交渉が成立したため。 (随意契約ガイドライン令167条の2第1項第8号に該当)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民室	吹田市パスポートセンター電動シャッター修繕業務	設置されている電動シャッターを撤去し、同等品の電動シャッターを設置する。	令和8年6月22日から 令和9年10月31日まで (令和8年6月22日)	大阪市淀川区田川北3丁目2番4号 東洋シャッター株式会社 大阪支店	4,400,000円	吹田市パスポートセンター電動シャッター修繕業務は、電動機器構成及び特殊性などを考慮して、当該機器の製作事業者である東洋シャッター株式会社でない業務を円滑に行うことができないことや、団地管理組合法人吹田さんくす所有の共有部分(管理規約第26条に基づくもの)の修繕については、建物を一括管理している組合法人の許可のもとで原状復旧するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により東洋シャッター株式会社と随意契約を締結するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号 (1) 契約の相手方が特定されるとき イ に該当)
2	男女共同参画センター	男女共同参画センター仮事務所の賃貸借	男女共同参画センター仮事務所の賃貸借	令和8年6月25日から 令和9年3月31日まで (令和8年6月10日)	大阪府吹田市朝日町1番501号 吹田市開発ビル株式会社	4,260,920円	情報セキュリティの観点及びネットワーク構築に必要な経費も考慮し、既にSA回線が引かれていること等から当該物件を仮事務所として選定。賃貸物件の管理者は当該事業者であるため。(吹田市随意契約ガイドライン 令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】力)